

生というか、アウトドア環境衛生とかサバイバル環境衛生とか、何かそういうような形で体系付けられれば非常に役に立つのではないかという感想を持ちました。以上です。

鈴木：ありがとうございます。なかなか貴重な発想をいただけたような気がいたします。他にいかがでしょうか。お願いいたします。

会場：横須賀市から参加いたしました。我々の方でも今、部の災害時の細部計画の見直しをしているところです。それは前からあったのですが、実はその細部計画でも実際にどう動くかというのはよく見えないところが沢山あって、その後はマニュアルづくりもしようということで今はそんなことで頭を悩ませている時期です。

その中で今回は中臣先生の話の中で、被災地で感じていらっしゃる、あるいは困っていることはごく平常時の普通のこと、ハエの問題やゴミ処理の問題だったりします。それをどうやってみんなで共通の理解をしているかということ。それと我々は市の保健所なので、横須賀市では防災倉庫というのを置いてまして、そこに色んな備蓄品を置いています。ただちょっと今思っているのは、そういうところに平常時から、例えばトイレの使い方の話とか、被災地では炊きだしのおにぎりが長時間放置されていたという話も聞いていますので、そういった注意点を示したものを置いておいて、災害時にはすぐにそれを取り出せるような形にすれば、多少我々の動きが鈍くても災害時には使えるのではないかといろいろ頭を巡らせています。そういったところで何が大事かということを感じたところがおありになれば、教えていただければ今後の仕事にも役立てられると感じました。ありがとうございます。

鈴木：ありがとうございます。他に何かご意見はありますでしょうか。お願いします。

会場：神奈川県食品衛生課に勤務しています。今のお話をいろいろお伺いさせていただいて、現場でいろいろ役に立つことやアイデアのご意見が出ていましたが、組織としては、先ほど先生の方でお示しいただいたような様式を事前に用意しておくのも一つのきっかけにはなると思います。全てが共通して汎用できるとは思ってはないのですが、そういうものでチェックするようなものを一つ用意しておくのも必要だろうと思っております。

保健医療救護活動マニュアルがございまして、その中の食品衛生関係ですと避難所に配る食品衛生のためのリーフレットの様式は入っているのですが、環境衛生についてはなかなかそういうところまでは回っていないというのが神奈川県の方の状況だと思っています。今は遺体の問題や水の問題にばかり目が向いていますので、今日のお話をお伺いしましてそういうところの重要性、そこにもまだまだ工夫の余地があることがよく分かりました。

動物関係のマニュアルもできているのですが、やはりまだかなり大ざっぱなことと、避難所は基本的に市町村が設置いたしますので、そことどういう連携ができるのか、

ペットの避難についてそこで受け入れるということの基本としていただきたいという呼び掛けを今市町村の方に行っていますが、それをさらに進めていけるのかどうか、いきたいとは考えているのですが、その辺をどうしていくのかということをもた皆さんと一緒に考えていきたいなと新たに思われましたので、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

鈴木：どうもありがとうございました。もう一方、お願いします。

会場：今日は本当にいいパネルをしていただきましてありがとうございます。保健福祉事務所の代表として出席をさせていただきました。鈴木先生が一番最後に、平時からの準備をしておくということで、ニーズと役割の想定、技術・能力の獲得、連携体制の確立はまさにこの中に含まれていると思います。

私の方でちょっとコメントですが、被災地に行くとき被災地のニーズに合わせて支援をしていきます。いろいろ専門職が入るわけですが、その専門職が地元の専門職につなげていけないこともあるので、それをいかに乗り越えるかということは一つ必要だと思いますし、それぞれの専門職の人は後方支援といいますか、県とか市や区などの支援を仰ぎながらやっていくことも現場が必要としていることに対応するためには必要ではないかと思っています。それぞれの組織としてつながるといふことと、それぞれのところで専門職の連携が必要かなと思って聞かせていただきました。どうもありがとうございました。

それから先ほど、飲料水の放射性物質の濃度について少しご質問がありましたが、神奈川県につきましては私が衛生研究所にいる関係で少しお話をさせていただきますと、水道水自身は企業庁といいますか、水道局の方で検査をしておりますし、それぞれのご家庭に来ている水道水についてはそれぞれ調べるわけにはいかないの、衛生研究所に蛇口水というのがありますが、実はこれを毎日検査をして報告をして、それは県のホームページ等にも出しています。

規制値を超えますと記者発表したりするわけですが、今はそういう状況にはないので、放射性物質についてはそういうふうにはチェックができております。一般的なことはちょっとまた話が違うのですが、ちょっと付け加えさせていただきます。どうもありがとうございました。

鈴木：ありがとうございました。今のコメントがまとめになるのではないかと思います。最後に、パネラーの皆さま方それぞれに、これからどうしたらいいとお考えになっていらっしゃるかお願いしたいと思います。

小野：保健師の活動で言うと、多くの方が被災地に派遣で行き、自分の保健所に戻ってから環境だけではなく、日頃医療機器を付けている人のバッテリーのことや、あと市町村の

保健師さんは住民相手に日頃の準備ということで、実際に活動しているという話も聞いています。この環境衛生のことに關しては、一つはやはり先ほど言ったように、保健師の派遣マニュアルを見直すところに一緒に衛生監視員さんにも入っていただきたいと思っています。市町村との關係については、保健所ごとで市町村と色んな切り口で關係を作りやすいところ、お互いに問題と認めているところからいろいろ取り組みだしているところもあるので、その辺も切り口にしながらこういう環境とか避難所支援が大切だということもその中で盛り込んでいけたらいいのかなと考えました。

災害があつていきなり連携といつても、なかなか難しいと思います。日頃顔を見ていたとか協力して仕事をしていたという關係が動きやすかったという現地の報告も聞いていますので、本当に普段の活動がそのまま有事のときに影響してくると感じました。日頃の活動に災害というところを含めた視点での活動が大切かなと考えています。

中臣：私は日常的に何ができるかという、環境衛生監視員のPRだと思います。皆さん自分で仕事をしていると気が付かないかもしれませんが、環境衛生監視員って、はっきり言ってほとんど周りの人は知らないと思います。食品衛生監視員は食品Gメンとか普通の人も知っていますけれども、環境衛生監視員と言つても、えっ、何をやっているのですかと。保健所の中でも隣の課の人はたぶん仕事をよく知らないと思います。

ですからそういう意味で、やっぱり日常的に環境衛生監視員がどんな仕事をしているかを知ってもらう努力はしないといけないと思います。私は知ってもらいたくて水の關係の本を書いたり、今回も4人行ったみんなで報告書をまとめて、保健所の中だけで回覧するのではなくて、防災とか職員人事担当など色んな場所で回覧してもらっています。環境衛生監視員が日頃何をやっているか、仕事ができるかというのを中にも理解してもらいたいし、外の区民、市民の方にも理解してもらう必要があると思います。そうしないと災害があつたときも自治体がニーズが出せません。環境衛生監視員が何をやっているか知らなかったらニーズも出てきませんし、そういう意味ではお互い環境衛生監視員を知ってもらう努力はこれから日頃必要だと思います。

日常的には文京区の場合ですと、保健師とアレルギー相談の場で一緒に仕事をしたり、保健師と家庭に行つてアレルギーの調査をやつたりしています。日頃から頭シラミの相談などの連絡をしたり、レジオネラの患者が出たときの調査の協力とか、日頃から保健師と環境衛生監視員は仕事の接点を持つような努力をしています。そういう日常的なことがいざというときに力になるものと思います。

一つそれ以外に気付いたことですが、今日はわりと若手の人は話がしづらかつたでしょうか。もっと聞きたかつたのですが、できたらこういう被災地支援には若手の人に行つてもらいたいです。なぜかという、被災地で活動するのが一番の成長の場だと思うからです。ベテランの方と若手の方がコンビになつて行つてもいいと思いますが、是非若手で特に3年から5年ぐらい経験した人であれば十分仕事ができると思うので、そういう方に公

衆衛生の本当の意味での最前線を経験してもらって、これからの大きい力をそこで身に付けてほしいと個人的には思います。以上です。

河井：動物の災害時の内容については先ほどの中でお話しさせていただきましたので、監視員の仕事という意味では今中臣先生がおっしゃったように、県の中でも監視員は何をやっているのかあまり知られてなかったり、どういう専門職がいるのか知られていません。昨日動物の会議があったのですが、例えば被災者を受け入れた県営住宅の関係で神奈川県災害救護本部ができて被災動物を預かっているということが知られていなかったり、どうしても縦割り行政ということがあるのかもしれないけれども、災害時には縦割りなんて言っていられません。実際に避難所を作るのは市町村ですし、運営は地元の自治会になるケースが非常に多いです。特に保健師さんは市にもいらっしゃいますけど監視員はいませんから、市町村にも監視員が何の仕事をしているかを積極的にPRすることが必要ではないかと思いました。

あとどうしても監視員というのは適・不適を断ってしまう仕事が多いですが、保健所の前所長によく言われていた言葉で、相手を慮るという言葉が今皆さんの話を聞いていて、慮った仕事をするというのを思い出してちょっと感じたところがありました。

鈴木：どうもありがとうございました。もうやめないといけない時間になってしまいました。最後になっていろいろご意見をいただきましたし、これからどうするかという結論はなかなか出ませんが、少し考えるきっかけになったのではないかと思います。今日は長時間にわたりご参加、ご発言いただきましてありがとうございました。パネラーの先生方どうもありがとうございました。

司会：熱心なディスカッションを大変ありがとうございました。会場の皆さんは専門職としては日々お仕事をされていると思いますけれども、震災時の役割や活動については本日のお話をいただいてイメージできましたでしょうか。首都圏においてもいつ大地震が起きるかも分かりません。そうしたときの備えはやはり不可欠です。実際にそういったものが活用されることは起きてほしくないですが、やはり自然の中で生きていく中では避けて通れないものでもあるかと思います。そうしたときに備えて日頃から意識をしておく、日頃の準備が大事だというお話が今日あったかと思います。是非本日の研修を通して考えたことを実践していただきたいと思います。

本日はお休みにも関わらず、快くお引き受けをいただきました鈴木先生をはじめ、パネラーの皆さんには心から感謝を申し上げます。皆さま、是非御礼の拍手を再度お願いしたいと思います。（拍手）

### 資料3 講演レジュメ

## 震災時の生活衛生対策と衛生監視員の役割

—厚生労働科学研究における環境衛生監視員班の研究成果を中心に—

国立保健医療科学院 鈴木 晃

### 1. はじめに

- \*平成20年度から、厚生労働科学研究で、自然災害発生時における公衆衛生分野の職員に求められる役割・能力と、それを獲得目標とする研修方法についての研究を実施中。
- \*その分担研究班として、環境衛生監視員（EHO）の役割・必要な能力、他職種との連携について検討（研究の基となるデータは、阪神淡路大震災の保健所等活動記録）。
- \*なお、平成20年度では、自然災害（阪神淡路大震災）のほかに、EHO独自の課題として宮崎県レジオネラ症集団感染事例をとりあげて、求められる能力について検討を加えた。

### 2. 環境衛生に関するニーズ・環境衛生監視員の役割

課題とフェイズ：環境衛生分野のニーズも、刻々と変化する

フェイズ（発災からの経過日数：この研究では以下のように設定した）

フェイズ0：発災から24時間

フェイズ1：2-3日目

フェイズ2：4日目-1か月

フェイズ3：1か月目以降

地域全体におけるEHOが対応すべきニーズ・役割（表1）

避難所・仮設住宅におけるEHOが対応すべきニーズ・役割（表2）

### 3. ニーズに対応するために求められる衛生監視員の技術・能力

i. ニーズを確認する技術（表3：衛生害虫例）

ii. 不適の場合における改善手段の選択に関する判断能力（表3：衛生害虫例）

判断能力について：検討すべき改善手段の選択肢（表4→別添『公衆衛生』表1左）

- ① 条件の整備；EHOやPHN等が直接介入し環境条件を整備
- ② 技術移転；対策方法に関するEHOの技術を住民組織に指導・助言し、住民組織が実施
- ③ 情報提供；住民への直接の情報提供

#### 4. 他職種とくに保健師との連携

衛生監視員の技術・能力の両端部に保健師と連携が必要な課題あり（表5）

##### i. ニーズ発見の場面で

避難所の環境衛生対策について（表6→別添『公衆衛生』表1右）

\*どこの避難所で、どのような衛生上の課題が起きているかを、衛生監視員が直接現場に出向いて確認することができるか？

\*保健師が日々記載する活動記録の活用（表7→別添『公衆衛生』表2）

課題の現状、緊急性を全体として把握したのち、必要に応じて衛生監視員が現場に出向き、ニーズの確認をし、改善手段の選択を検討する

##### ii. 改善策の提案・実施の場面で

避難所の住民組織化、組織への技術移転、実施に関するアドバイスなど、対人サービスとしての技術も求められる。

#### 5. 平時に準備すべきこと

\*ニーズ・役割の想定

具体的な想定検討（マニュアルづくり）と準備しておくことの可能な対策の抽出

\*技術・能力の獲得

平時の業務として蓄積できるもの、できないもの

\*連携体制の確立

衛生監視員の技術・能力のPR（日常業務でできること）

#### 研究事業

\*平成20～21年度 厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）

『地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究』（研究代表者 曾根智史）の分担研究「地域健康危機管理に従事する環境衛生監視員の人材開発及び人員配置に関する研究」（研究分担者 鈴木晃 研究協力者 八木憲彦・中島二三男・五味武人・竹内彦俊・奥田博子）

\*平成22～23年度 厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）

『地域健康安全を推進するための人材養成・確保のあり方に関する研究』（研究代表者 曾根智史）の分担研究「保健所の職員（環境衛生監視員）の資質・能力を向上させるための教育研修手法開発に関する研究」（研究分担者 鈴木晃 研究協力者 八木憲彦・五味武人・竹内彦俊・奥田博子・中臣昌広・小池剛）

資料4 講演レジュメ資料

表1 震災時の環境衛生分野におけるフェイズ別想定ニーズ(避難所・仮設住宅を除く)

	フェイズ0 (発災当日)	フェイズ1 (2-3日目)	フェイズ2 (4日目-1か月)	フェイズ3 (1ヶ月目以降)
遺体処置	ドライアイス等の確保、搬送調整			
飲料水	応急給水の衛生確保		井戸水相談・水質検査	
排泄環境		排泄場所の応急確保・衛生管理	浄化槽消毒	
動物	危険動物逸走防止・状況把握	動物救護体制の調整		
入浴環境		公衆浴場の状況把握	仮設浴場設置調整・衛生管理	
地域の居住環境			自宅・テント等の居住環境対応	
生活環境衛生			営業施設状況把握	
建築解体関連				騒音・粉塵対応

表2 震災時の環境衛生分野におけるフェイズ別想定ニーズ(避難所・仮設住宅)

	フェイズ0 (発災当日)	フェイズ1 (2-3日目)	フェイズ2 (4日目-1か月)	フェイズ3 (1ヶ月目以降)
飲料水	応急給水の衛生確保			
排泄環境		排泄場所の応急確保・衛生管理	仮設トイレの衛生管理	
室内環境		温熱・換気・ごみ処理		
生活用水		生活用水確保、水質管理		
ペット対策		ペットと人のすみ分け対応	動物救護対応	
仮設浴場			仮設浴場設置調整・衛生管理	
室内環境改善			衛生害虫・寝具	
仮設住宅				居住環境対応

表3 衛生監視員に求められる技術・能力(衛生害虫を例として)

⇒		⇒		⇒
保健師との連携 (ニーズ発見)	衛生監視員に求められる技術・能力		保健師との連携 (改善策の提案実施)	
	ニーズ確認技術	改善手段判断能力		
	主訴・環境の確認 必要なら同定	駆除方法選択 環境的防除の選択		

表5 保健師との連携の必要性(避難所衛生害虫を例として)

⇒		⇒		⇒
保健師との連携 (ニーズ発見)	衛生監視員に求められる技術・能力		保健師との連携 (改善策の提案実施)	
	ニーズ確認技術	改善手段判断能力		
主訴の 対応・観察	主訴・環境の確認 必要なら同定	駆除方法選択 環境的防除の選択	住民組織への 対策の技術移転	

表4 検討すべき改善手段の選択肢(避難所環境の事例)

課題	フェイズ	提供すべき支援(対策)の方法		
		条件整備	技術移転	情報提供
飲料水の衛生確保	0～		ポリタンクの保管場所・方法 給水(保管開始)日付管理 小分けの仕方 給水車から受けた容器内の水質管理 (施設管理者:残留塩素確認)	給水車から口にするまでの衛生管理(ペットボトル活用やポリタンク) 給水を受けられない場合の方法
排泄環境の衛生管理	1～	衛生ゾーン等配置計画の決定 既設トイレの使用可否の決定	仮設トイレの使用・清掃・消毒方法(分かりやすく図示した資料提供) 必要備品・消耗品の在庫管理	決定された排泄場所・既設トイレの使用可否・使用方法 手洗いの仕方
室内環境の衛生管理	1～	寝具・生活用品の確保 冷暖房機・加湿器の確保、機械換気設備の設置 ごみ集積場確保(室内保管設備) 防虫(蚊)対策(周辺敷で一斉駆除)	避難所生活ルール策定方法 冷暖房・換気の方法 廃棄物処理・リサイクルの方法 不要物品の整理方法 寝具確保と乾燥などの方法 防虫(蚊)対策の方法	うがい・手洗いの仕方 清掃のやり方
生活用水衛生管理	1～	生活用水としての応急給水 井戸水・雨水の利用	水質の管理・保持方法	生活用水使用量減少の工夫 地域資源の活用
ペット対策	1～	ペット同伴者との避難者との区分け(ゾーニング・部屋わけ等) 屋外飼育/屋内同居の区分け ゲージ、係留等の飼育環境確保	ペットの適切な飼い方・安全確認 飼い主の会の設置 自主ルールの履行・確認 動物ボランティアの活用	一時預かり等の救援活動を実施している愛護団体等の紹介 危険動物への対応の仕方
仮設浴場衛生管理	2～	男女別避難者数に応じたシャワー数・浴槽容量の確保 必要に応じて浴場増設の要請	入浴ルール(ローテーション)策定方法 衛生管理技術(施設管理者:消毒薬・塩素濃度・記録管理等)	安全で健康的な入浴方法(浴槽の水質確保・ヒートショック対策)
生活環境の改善整備	2～	冷暖房機・空気清浄機の確保 室内清掃備品の確保 防虫対策(網戸設置) プライバシー確保(隔壁設置等) 布団乾燥・洗濯サービスの導入	換気・分煙対策の方法 温湿度調整の方法 衛生害虫対策の方法	布団消毒・乾燥サービス、洗濯サービスの利用方法

表6 保健師から環境衛生監視員へのニーズに関する情報提供

課題	フェイズ	避難所環境に関する必要情報	
		迅速に提供されるべき情報	必要性の高い情報
飲料水の衛生確保	0～	給水量の充足(適否) ポリタンク等の保管状況(管理者・保管場所)	飲料水の備蓄・補給数 ポリタンク等備品の在庫 ペットボトル以外で供給される水の状態(濁り・異物)
排泄環境の衛生管理	1～	下水放流の可否 仮設トイレの管理状況(くみ取り頻度適否)	既存配置図(台帳) 既設水洗トイレの使用状況、仮設トイレの設置数 その他備品等の在庫
室内環境の衛生管理	1～	居室内温湿度・換気(適否)、暖房機・加湿器(種類・運転)、 避難所衛生状態(居室・トイレ・その他場所の適否)	居住スペース・広さ(台帳)、床素材・履き替え有無(台帳)、手洗い場の数・消毒の有無(台帳) 高齢者・乳幼児数、男女比 日当たり・通風、自炊場・洗濯場・ごみ集積場の環境・管理状態 衣服の衛生状態、身体の衛生状態 寝具の種類・量・管理状態、衛生害虫の発生状況 避難所生活ルールの有無・内容・運用状況
生活用水衛生管理	1～	生活用水充足状況(トイレ・その他)	洗濯機の利用可能数
ペット対策	1～	ペット数と種類(犬・猫・他) 同伴者とのゾーニング 収容場所の確保 ペットによる苦情	
仮設浴場衛生管理	2～	浴室・浴槽・浴槽水衛生状態(適否) 管理者・管理状況(記録有無)	入浴ローテーション等自主ルール(内容・運用状況) 入浴状況(頻度・人数、浴槽水入換え頻度)、浴槽容量・シャワー数(台帳) 管理状況(残留塩素・記録確認)
生活環境の改善整備	2～	感染症発症、居室内温湿度(測定値)、タバコ分煙対策、衛生害虫(蚊・ハエ・ダニ・その他の発生及び被害状況)、寝具乾燥対策(種類)、洗濯関連状況、プライバシー苦情	洗濯・物干しの状況(場所・頻度等) 騒音(解体作業や道路)、粉塵の苦情 居住密度・プライバシー 子どもや高齢者の人数



表7 迅速に提供されるべき情報の記載内容に関する様式

フェイス	区分	迅速に提供する情報	実態(記入例)	適否(否の場合対応の緊急性)	否(有)の場合の状況(記入例)	
0~	飲料水	給水量の充足		適・否(要緊急・他)		
		ポリタンク等飲料水容器の保管状況	管理者( ) 保管場所( )	適・否(要緊急・他)	(管理者が不在でポリタンクが散逸)	
1~	排 泄 環 境	下水放流の可否(施設管理者に確認)	可・否・確認できず	—	(下水放流不可だが、排泄場所としての機能はしている)	
		仮設トイレ管理状況くみ取りの頻度	(およそ3日ごとに)	適・否(要緊急・他)		
		トイレの衛生状態		適・否(要緊急・他)	(掃除が十分にされていない)	
	室 内 環 境	居室温度・湿度	(日中35℃、60%)	適・否(要緊急・他)	(冷房なく日中暑い。熱中症のおそれ)	
		換気		適・否(要緊急・他)	(暖房が優先され窓開け換気できない。空気悪そう)	
		暖房機(種類・運転)	灯油・ガス・電気ストーブ・エアコン・その他 運転状況(常時・適宜・なし)	適・否(要緊急・他)	(ストーブの周囲は暑く、他は十分な暖かさが無い)	
		加湿器(種類・運転)	蒸気(スチーム)式・気化式・超音波式 運転状況(常時・適宜・なし)	適・否(要緊急・他)	(加湿器がなく、洗濯物を室内に干している)	
		居室の衛生状態		適・否(要緊急・他)	(上履きが不徹底。埃が舞う。ゴミだしルール守られず)	
		その他衛生状態	ごみ集積場 その他(自炊場・他 )	適・否(要緊急・他) 適・否(要緊急・他)	(ごみ集積場所内での分別が徹底していない、異臭あり)	
	生 活 用 水	生活用水の充足	トイレ用水	適・否(要緊急・他)	(断水により、バケツに汲んだ水を便器に流している状態)	
			その他( )	適・否(要緊急・他)		
	ペ ッ ト 対 策	ペット数・種類の確認	依頼済み( )・未	—	(飼い主の組織化がされておらず、把握されていない)	
		同伴者とのゾーニング	有(部屋分け・一角に集約・その他( ))・無			
		収容場所の確保	有(動物舎・ケージ・保留フック・その他 )・無			
ペットによる苦情			有・無	(鳴き声・ペット臭、アレルギー体質者からの苦情有)		
2~	仮 設 浴 場	浴室の衛生状態		適・否(要緊急・他)	(浴室の排水が滞留しやすい。入浴者数が過剰なのか、浴槽水の汚れが目立つ。入浴制限をすべきか?)	
		浴槽の衛生状態		適・否(要緊急・他)		
		浴槽水の衛生状態		適・否(要緊急・他)		
		浴場管理者	管理者( ) 管理記録(有・無)	適・否(要緊急・他)		
	生 活 環 境 の 改 善 備	感染症の発症状況	インフルエンザ		有・無	
			ノロ		有・無	
			その他( )		有・無	
		居室内温度測定値	日中( °C) 夜間( °C)	適・否(要緊急・他)		
		居室内湿度測定値	日中( %) 夜間( %)	適・否(要緊急・他)		
		タバコ分煙対策	有(方法 )・無	適・否(要緊急・他)		
		衛生害虫被害発生	蚊		適・否(要緊急・他)	
			ハエ		適・否(要緊急・他)	
			ダニ		適・否(要緊急・他)	
			その他		適・否(要緊急・他)	
寝具乾燥対策	有(方法 )・無	適・否(要緊急・他)				
洗濯の状況	手洗い	有・無	適・否(要緊急・他)			
	洗濯機	有・無				
	洗濯サービス	有・無				
	その他( )					
プライバシー関連苦情		有・無				

資料5 衛生監視員向けアンケート調査の回答結果

表1 回答者の属性

		計 (n=48)	県 (n=28)	市 (n=19)
性別	男	30(62.5%)	20(71.4%)	9(47.4%)
	女	18(37.5)	8(28.6)	10(52.6)
現職	食品衛生監視員	16(33.3)	12(42.9)	4(21.1)
	環境衛生監視員	16(33.3)	11(39.3)	5(26.3)
	食品・環境兼任	8(16.7)	3(10.7)	5(26.3)
	その他	6(12.5)	2( 7.1)	4(21.1)
食監経験	5年未満	11(22.9)	6(21.4)	4(21.1)
	5-10年未満	7(14.6)	1( 3.6)	6(31.6)
	10年以上	18(37.5)	12(42.9)	6(31.6)
	無回答	12(25.0)	9(32.1)	3(15.8)
環監経験	5年未満	18(37.5)	10(35.7)	8(42.1)
	5-10年未満	4( 8.3)	3(10.7)	1( 5.3)
	10年以上	13(27.1)	7(25.0)	5(26.3)
	無回答	13(27.1)	8(28.6)	5(26.3)
監視員通算	5年未満	8(16.7)	5(17.9)	3(16.7)
	5-10年未満	2( 4.2)	0( 0.0)	2(10.5)
	10-20年未満	7(14.6)	3(10.7)	4(21.1)
	20年以上	23(47.9)	14(50.0)	8(42.1)
	無回答	8(16.7)	6(21.4)	2(10.5)

表2 震災等災害対策に携わった経験

	計 (n=48)	県 (n=28)	市 (n=19)
他地域への支援	6(12.5%)	4(14.3%)	2(10.5%)
災害時医療救護活動マニュアルの検討	9(18.8)	6(21.4)	2(10.5)
その他	6(12.5)	3(10.7)	3(15.8)
とくに経験なし	29(60.4)	17(60.7)	12(63.2)

表3 震災時に求められる衛生監視員の役割・能力について、これまでに考えたことがあるか

	計 (n=48)	県 (n=28)	市 (n=19)
フェイズ別、課題別に考えたことがある	13(27.1%)	3(10.7%)	9(47.4%)
課題別には考えたことがある	11(22.9)	7(25.0)	4(21.1)
課題によってはある	11(22.9)	10(35.7)	1( 5.3)
漠然とはある	11(22.9)	6(21.4)	5(26.3)
ほとんどない	2( 4.2)	2( 7.1)	0( 0.0)

表4 避難所衛生対策の対応能力を自身持っているか

	計 (n=48)	県 (n=28)	市 (n=19)
だいたい有している	6(12.5%)	4(14.3%)	2(10.5%)
有していない方が多い	34(70.8)	18(64.3)	15(78.9)
ほとんど有していない	6(12.5)	5(17.9)	1( 5.3)
よくわからない	2( 4.2)	1( 3.6)	1( 5.3)

表5 保健師との連携の必要性について

	計 (n=48)	県 (n=28)	市 (n=19)
必要だと思う	40(83.3%)	25(89.3%)	14(73.7%)
とくに必要とは思わない	0( 0.0)	0( 0.0)	0( 0.0)
よくわからない	7(14.6)	3(10.7)	4(21.1)
無回答	1( 2.1)		1( 5.3)

表6 避難所衛生対策の対応能力を持っているか(研修後)

1) ニーズ確認の技術

	計(n=48)	県(n=28)	市(n=19)
だいたい有している	12(25.0%)	6(21.4%)	6(31.6%)
有していない方が多い	30(62.5)	18(64.3)	11(57.9)
ほとんど有していない	5(10.4)	4(14.3)	1( 5.3)
よくわからない	1( 2.1)		1( 5.3)

2) 対策提示能力

	計(n=48)	県(n=28)	市(n=19)
だいたい有している	11(22.9%)	7(25.0%)	4(21.1%)
有していない方が多い	30(62.5)	16(57.1)	13(68.4)
ほとんど有していない	6(12.5)	5(17.9)	1( 5.3)
よくわからない	1( 2.1)		1( 5.3)

表7 保健師との連携の必要性について(研修後)

	計(n=48)	県(n=28)	市(n=19)
必要だと思う	45(93.8%)	26(92.9%)	18(94.7%)
とくに必要とは思わない	0( 0.0)	0( 0.0)	0( 0.0)
よくわからない	0( 0.0)	0( 0.0)	0( 0.0)
無回答	3( 6.3)	2( 7.1)	1( 5.3)

表8 震災時の対応のために準備すべき事項(研修後)

	計(n=48)	県(n=28)	市(n=19)
過去の震災事例からニーズを理解する	40(83.3%)	21(75.0%)	18(94.7%)
監視員としての個別技術・知識の習得	41(85.4)	24(85.7)	16(84.2)
課題別フェイズ別監視員対応マニュアル作成	32(66.7)	15(53.6)	17(89.5)
保健師との相互理解	35(72.9)	22(78.6)	13(68.4)
その他	2( 4.2)	0( 0.0)	2(10.5)

表9 保健師との必要な連携内容(自由記載を類型化)

	計	県	市	
n	40	25	14	
研修前	対物・対人の役割分担	12(30.0%)	7(28.0%)	5(35.7%)
	感染症対策等で連携	7(17.5)	5(20.0)	2(14.3)
	保健師のニーズ把握とそれに基づく対策検討	5(12.5)	3(12.0)	2(14.3)
	同上(食品衛生など特定課題で)	3( 7.5)	2( 8.0)	1( 7.1)
	チームで対応	2( 5.0)	1( 4.0)	1( 7.1)
	情報の共有	1( 2.5)	0( 0.0)	1( 7.1)
	その他	3( 7.5)	2( 8.0)	1( 7.1)
	無回答	7(17.5)	5(20.0)	1( 7.1)
	n	46	27	18
研修後	対物・対人の役割分担	4( 8.7%)	3(11.1%)	1( 5.6%)
	感染症対策等で連携	1( 2.2)	1( 3.7)	0( 0.0)
	保健師のニーズ把握とそれに基づく対策検討	18(39.1)	12(44.4)	5(27.8)
	対策検討と保健師によるフォロー・継続	3( 6.5)	1( 3.7)	2(11.1)
	情報の共有	4( 8.7)	2( 7.4)	2(11.1)
	その他	6(13.0)	3(11.1)	3(16.7)
	無回答	10(21.7)	5(18.5)	5(27.8)

表10 室内環境の課題と衛生監視員に必要な二つの技術(具体的記述)

1)室内環境の衛生管理に関する指摘課題数(「室内空気」を含む)

	計(n=48)	県(n=28)	市(n=19)
記載なし	21(43.8%)	9(32.1%)	11(57.9%)
1課題	15(31.3)	10(35.7)	5(26.3)
2課題	9(18.8)	8(28.5)	1( 5.3)
3課題	1( 2.1)	1( 3.6)	0( 0.0)
4課題	2( 4.2)	0( 0.0)	2(10.5)

2)「室内空気」以外の該当する課題数(「室内環境」以外の課題を除外)

	計(n=48)	県(n=28)	市(n=19)
記載なし	45(93.8%)	26(92.9%)	18(94.7%)
1課題	2( 4.2)	2( 7.1)	0( 0.0)
3課題	1( 2.1)	0( 0.0)	1( 5.3)

3)「室内空気」のニーズ確認の技術として指摘されたもの

	計(n=48)	県(n=28)	市(n=19)
「測定」に類する記載	14(29.2%)	9(32.1%)	5(26.3%)
「測定」以外に関する記載	8(16.7)	6(21.4)	2(10.5)
無回答(「室内空気」選択するもニーズ確認未記載)	2( 4.2)	2( 7.1)	0( 0.0)
非該当(「室内空気」選択せず)	24(50.0)	11(39.3)	12(63.1)

4)「室内空気」対策の提示能力として指摘されたもの

	計(n=48)	県(n=28)	市(n=19)
改善方法に関する具体策の記載	9(18.8%)	7(25.0%)	2(10.5%)
「改善方法の提示」と記載	10(20.8)	7(25.0)	3(15.8)
対策提示に関する能力とは異なる記載	5(10.4)	3(10. 7)	2(10.5)
非該当(「室内空気」選択せず)	24(50.0)	11(39.3)	12(63.1)

## 分担研究 1：管理栄養士養成大学における災害時の栄養にかかわる公衆栄養学 及び給食経営管理論教育についての全国調査研究

研究分担者 須藤 紀子（お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科 准教授）

### 分担研究 1：研究要旨

【目的】災害時の食生活支援は、管理栄養士に求められる役割の一つである。養成施設における卒前教育においても、災害栄養に関する教育をおこなうことが望まれるが、どの程度実施されているのかは不明である。災害栄養にかかわる教育の現状や、教育を実施するうえでの障害等を調査することを目的とした。

【方法】2011年（平成23年）7月に、全国の管理栄養士養成施設（四年制大学）117校の公衆栄養学と給食経営管理論担当教員を対象に、郵送法による質問紙調査を実施した。

【結果】回収率は68.4%であった。平成22年度あるいはそれ以前の授業で、災害時の食生活支援（公衆栄養学）や給食管理（給食経営管理論）について、講義や臨地実習の中で扱ったかどうかをたずねたところ、給食経営管理論担当教員の90%近くが扱っていた一方、公衆栄養学担当教員の45.1%がまったく扱っていなかった。東日本大震災後の平成23年度以降は、給食経営管理論担当教員の95%近くが、シラバスに組み入れるか、何らかの対応をすると回答していたのに対し、公衆栄養学担当教員の20%近くは、対応する予定はまったくないと回答していた。被災、災害支援、調査研究、講演やシンポジウムの聴講経験がいずれもないと教育をおこなわない傾向がみられた。

【結論】教育の実施状況や今後の実施予定には、科目や教員の経験によって差がみられた。教員の自信やスキルのなさ、よい教材がないなどの問題を解消する必要がある。

研究協力者 吉池 信男  
青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授

### A. 研究目的

災害時の食生活支援において管理栄養士が果たす役割については、近年の相次ぐ自然災害への対応を通じて、保健所管理栄養士を中心に認識されつつある。しかし、東日本大震災直前に実施した市町村栄養業務担当者を対象にした全国調査によると、地域防災計画の内容について「わからない」

と回答した者が1割前後みられ、地域防災計画に被災者に対する保健指導や栄養・食生活支援活動の進め方が示されていると回答した市町村は4割に過ぎなかった<sup>1)</sup>。管理栄養士養成施設における卒前教育の段階から、災害時の食生活支援を管理栄養士の役割の一つとして教育することができれば、健康危機管理に対する意識を広く高めることが可能となる。著者らは先行研究として、管理栄養士養成施設教員を対象にしたグループインタビューにより災害栄養に関する

授業内での取り組みや、使用している教材、学生ボランティアの育成等に対する意見などを収集してきた<sup>2)</sup>。本研究では、全国的な実態を把握するため、全国の管理栄養士養成大学を対象に、質問紙調査を実施した。

## B. 方法

### 1. 対象と方法

2011年(平成23年)7月に、全国の管理栄養士養成施設(四年制大学)117校の公衆栄養学と給食経営管理論担当教員を対象に、質問紙を郵送し、返信用封筒にて返送を求めた。質問紙は、公衆栄養学担当教員用と給食経営管理論担当教員用の2種類を用意した。これら2科目の担当教員を対象に選んだ理由は、公衆栄養学は、災害時に被災住民への食生活支援をおこなう行政栄養士業務と関係が深く、給食経営管理論は、炊き出しなどの大量調理や、災害時に円滑な対応が求められる特定給食施設の業務と関係が深いためであった。

### 2. 質問項目

- 1) 教員の属性に関する情報
- 2) 災害栄養にかかわる教育の実施状況(平成22年度以前)
- 3) 災害栄養について教えるために必要なもの
- 4) 災害栄養にかかわる教育の実施予定(平成23年度以降)
- 5) 災害時の学生ボランティア活動について
- 6) 調理実習室の炊き出しへの利用可能性(給食経営管理論担当教員のみ)
- 7) 災害時の食生活支援や給食管理について

て教える際にどのような資料が役に立つか

### 3. 統計処理

設問によっては無回答者がいたため、本文中の百分率は有効回答数を分母に算出した。クロス集計の検定にはピアソンの $\chi^2$ 検定を用いた。両側検定で、有意水準は5%とした。統計解析ソフトはSPSS 18 for Windows (IBM社)を使用した。

### (倫理面への配慮)

質問紙とともに、調査依頼文を送付し、調査の実施に対する理解と参加についての了承を求めた。質問紙の返送をもって調査への参加同意の取得とした。質問紙は無記名であり、大学名や回答者の個人情報は収集していない。研究計画については、調査実施時に研究分担者が所属していた国立保健医療科学院の研究倫理審査を受け、承認を得た(NIPH-IBRA#11013)。

## C. 研究結果

### 1. 回収率と回答者の特徴

82名の公衆栄養学担当教員と78名の給食経営管理論担当教員から回答が得られた。回収率はそれぞれ70.0%と66.7%であった。回答者の属性を表1に示す。被災経験や災害支援の経験がある割合は、給食経営管理論担当教員の方が有意に多かった。被災や災害支援、災害時の食生活支援に関する調査研究や講演・シンポジウムを聞いた経験がいずれもないと回答した割合は、公衆栄養学担当教員の方が有意に多かった。

### 2. 災害栄養にかかわる教育の実施状況

(平成22年度以前)

平成22年度あるいはそれ以前の授業で、災害時の食生活支援(公衆栄養学)や給食管理(給食経営管理論)について、講義や臨地実習の中で扱ったかどうかをたずねた結果を表2に示す。給食経営管理論担当教員の90%近くが扱ったと回答した一方、公衆栄養学担当教員の45.1%がまったく扱っていなかった。

公衆栄養学と給食経営管理論の担当教員間にみられた教育の実施状況の差が、Q4(表1)で両者間にみられた経験の差によるものかを検討した。その結果、被災や災害支援、災害時の食生活支援に関する調査研究や講演・シンポジウムを聴いた経験など、何らかの経験のある教員の80%近くが教育を実施していたのに対し、いずれの経験もない教員の50%近くはまったく扱ってなかった(表3)。

授業形式(Q6)としては、給食経営管理論では「科目担当者による講義」や「校内実習」が有意に多かったものの、公衆栄養学では「被災者や支援経験者をゲストスピーカーとした講演」や「臨地実習」と回答した者の割合が有意に多かった(表2)。

給食経営管理論では、災害時の給食管理について「試験で出題」と回答した教員が42.9%であったのに対し、公衆栄養学では、定期試験やレポート課題の中での出題が「いずれもなし」と回答した教員が75.0%であった。

学生の反応や教育効果(Q8)については、両科目とも、「管理栄養士の仕事の幅や重要性について学ばせることができた」が最も多かった。

教育上の工夫(Q9)としては、公衆栄養学では「地域防災計画や災害時のマニュアルなど、現場の書類を教材として使用する」が最も多かったのに対し、給食経営管理論では「災害時の栄養・食生活支援についての記述がある教科書や文献を用いる」が最も多かった。

### 3. 災害栄養について教えるために必要なもの

災害時の食生活支援(公衆栄養学)や給食管理(給食経営管理論)を教えるために必要なものをたずねた結果を表4に示す。公衆栄養学担当教員が必要なものとして最も多くあげていたものは「災害時の食生活支援について書かれた文献(本や報告書)」(82.9%)であった。給食経営管理論の担当教員が必要なものとして最も多くあげていたものは「災害時の食生活支援について学べる勉強会やシンポジウム」(82.1%)であった。「自身の被災経験」と回答した割合は両科目とも最も少なく、「被災地で支援活動をおこなった経験」は45%前後の教員が必要であると回答していた。

### 4. 災害栄養にかかわる教育の実施予定(平成23年度以降)

給食経営管理論担当教員の95%近くが、平成23年度以降、災害時の給食管理について、シラバスに組み入れるか、何らかの対応をすると回答していたのに対し、公衆栄養学担当教員の20%近くは、災害時の食生活支援について、対応する予定はまったくないと回答していた(表5)。その理由として、「教育時間の不足」「よい教材がない」

「教える時間やスキルがない」(いずれも16名中9名が該当)があげられていた。

公衆栄養学と給食経営管理論の担当教員間にみられた教育の実施予定の差が、Q4(表1)で両者間にみられた経験の差によるものかを検討した。その結果、被災や災害支援、災害時の食生活支援に関する調査研究や講演・シンポジウムを聴いた経験など、何らかの経験のある教員の90%以上が教育を実施予定であるのに対し、いずれの経験もない教員の80%近くはまったく予定していないことが分かった(表3)。

#### 5. 災害時の学生ボランティア活動

学生のボランティアについては、両科目とも「あまりやらせたくない」と回答した教員は5%前後にとどまった(表6)。学生がボランティア活動をする際の障害としては、両科目とも「現場との調整役がない」が最も多くあげられていた(表7)。

#### 6. 調理実習室の炊き出しへの利用可能性

給食経営管理論担当教員に対して、大学の調理実習室を災害時の炊き出しに利用できるかどうかをたずねたところ、70.5%が「学長の許可があれば可能」と回答していた(表8)。

#### 7. 災害時の食生活支援や給食管理について教える際にどのような資料が役に立つか

教育にはどのような資料が役立つかを複数回答でたずねたところ、公衆栄養学担当教員は、「自治体や栄養士会等が策定した災害栄養・食生活支援活動ガイドライン」(79.3%)や「被災地の栄養士活動報告書」

(73.2%)をあげた者が多かった。給食経営管理論担当教員は、「限られた熱源・調理器具を想定した献立集」(83.3%)や「自治体や栄養士会等が策定した災害栄養・食生活支援活動ガイドライン」「給食施設が作成した災害時対応マニュアル」(いずれも80.8%)をあげた者が多かった。

### D. 考察

#### 1. 災害栄養にかかわる教育の現状

災害栄養にかかわる教育については、公衆栄養学にくらべて、給食経営管理論の方がよく実施されているのが現状であった。その理由は三つ考えられる。一つ目は、給食経営管理論担当教員の方が、被災経験や災害支援の経験のある割合が有意に多く、公衆栄養学担当教員の方が、被災、災害支援、調査研究、講演やシンポジウムの聴講経験がいずれもないと回答した者が有意に多いことがあげられる(表1)。これらの経験の有無は、平成22年度以前の教育の実施状況及び平成23年度以降の教育の実施予定と有意な関連がみられた(表2)。

#### 2. 教育内容

二つ目は、教育内容の違いである。災害時の給食管理といった場合、ライフラインが途絶した中での衛生管理や、限られた調理スタッフによる入所定員数以上の食事提供など、対処すべき問題がイメージしやすく、熱源、人員、食材に限られる条件下での献立作成など、具体的な実習内容も考えやすい。一方、公衆栄養学における災害時の食生活支援は、行政栄養士の健康危機管理業務であり、行政の災害対応システム等



を熟知していないと学生に説明するのは難しい。また、災害時の対応の鍵となる「他職種や他機関との連携」については、連携の重要性について講義で説明することはできても、経験のない学生がどの程度現場をイメージし、実感をもって理解できるかは定かではない。座学ではなく、演習を通じて学ばせる場合も、どのような内容にすべきか苦慮するところである。

実際、授業形式についてみると、給食経営管理論担当教員は、災害時の給食管理について、自分で講義や実習をおこなっている割合が高い一方、公衆栄養学担当教員は、被災者や支援経験者をゲストスピーカーとして招いたり、臨地実習の際に行政栄養士から教育をしてもらおう割合が有意に多かった(表2)。2011年3月11日に東日本大震災を経験し、災害時の食生活支援に対する関心が高まっているにもかかわらず、平成23年度以降も授業で扱う予定が「まったくない」と回答した者の6割近くが「教える自信やスキルがない」と回答しているのもこのためであると考えられる(表5)。教員自身の努力は必須であるが、臨地実習の機会を有効に活用し、このテーマを実習内容に加えてもらうことは、学生はもちろんのこと、事前指導をおこなう教員と受け入れ側の行政栄養士の三方にとって、地域における災害時の食生活支援を見直すよい機会になると思われる。

### 3. 教材

三つ目は、公衆栄養学における教材の不足である。平成23年度以降も教育を実施する予定がない理由として、公衆栄養学担当

教員の6割近くが「よい教材がない」をあげていた(表5)。2010年12月に管理栄養士国家試験の出題基準が改定され、「地域における健康危機管理」(社会・環境と健康)と「健康・食生活の危機管理と食支援」(公衆栄養学)が小項目として加わった<sup>3)</sup>。これを受けて、新しい教科書にはこれらの項目が加わるのが予想される。しかし、調査実施時点では、公衆栄養学の教科書において、災害時の食生活支援に関する記述のあるものは非常に少なかった。実際、現在教育をおこなっている公衆栄養学担当教員は、教育上の工夫として「地域防災計画や災害時のマニュアルなど、現場の書類を教材として使用する」と回答した割合が最も多かった(表2)。教科書がない状況下では、自らが災害栄養に関する何らかの経験を有する者でなければ、学生に話をするのは難しいことが予想できる。公衆栄養学担当教員の教科書に対するニーズは、災害時の食生活支援を教えるために必要なものとして、「災害時の食生活支援について書かれた文献(本や報告書)」をあげていた者が最も多かったことからもうかがえる(表4)。

一方、教育上の工夫として、「災害時の栄養・食生活支援についての記述がある教科書や文献を用いる」と回答した割合は、公衆栄養学にくらべ、給食経営管理論担当教員において有意に多かった(表2)。給食経営管理論の分野においては、授業で使用可能な教科書や文献がより多く存在するようであった。2009年5月に日本栄養改善学会は「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム」を提案した<sup>4)</sup>。実践専門科目「給食と経営管理を理解する」のなか

には、危機管理として、「自然災害および事故に備えた対策（非常用の備蓄計画や施設間のネットワークづくり）の必要性を理解し、その方法が説明できる」や「災害時の給食サービスが計画できる」が到達目標としてあげられている。これを受けて、新しい教科書にはこれらの項目が加わることが予想され、さらなる教材の充実が期待できる。

看護の分野では、すでに災害看護と題した書籍が数多く出版されている。平成21年度から適用の看護基礎教育改正カリキュラムでは、「災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する」ことが教育内容の留意点としてあげられており<sup>5)</sup>、平成22年版保健師助産師看護師国家試験出題基準においても、災害看護に関する項目が複数含まれている<sup>6)</sup>。カリキュラム改正以前にも独自に災害看護に関する科目を設け、教育している大学もみられた<sup>7)</sup>。一方、栄養の分野では、災害栄養という一つの科目を設立できるまでには至っておらず、各科目の一部として触れる程度であるが、それさえも十分におこなわれていない現状が今回明らかとなった。災害栄養に関する書籍も散見されるものの、学部生の教科書として使えるような、体系的に書かれたものはほとんどないのが現状である。

#### 4. 今後の授業形式

平成22年度以前にくらべ、平成23年度以降は、シラバスに組み入れたり、何らかの対応をする予定と回答した教員の割合は増加した。予定している授業形式をみても、「被災者や支援経験者をゲストスピーカー

とした講演」や「演習（グループワーク）」の割合が増えている。東日本大震災は広域かつ甚大な被害をもたらしたため、この震災によって被災または何らかの影響を受けた人の数はこれまでの震災とくらべて大きい。また、今回初めて国からの通知により、行政栄養士が被災地へ派遣されたほか、日本栄養士会もボランティアを募集し、派遣をおこなった<sup>8)</sup>。これまでは、ゲストスピーカーとなりうる人材は過去の震災被災地の保健所管理栄養士など、一握りであった。しかし、3月11日以降、被災者や災害支援者として話ができる人材は急増したため、このような授業は実現しやすくなるであろう。また、東日本大震災を受けて、日本栄養士会が新しい災害時の栄養・食生活支援マニュアルを発表したほか<sup>9)</sup>、災害支援に役立つ書類の様式やマニュアルなどをホームページにまとめて掲載しなおした自治体も多い。これまでは個人的なつてでのみ入手可能だった自治体作成のリソースが、広くインターネットを通じて目にする機会が増えたのも事実である。これによって、演習の中で学生に調べ学習をさせたりすることも可能となり、そのような授業計画を立てている教員が増えたと考えられる。

#### 5. 災害時のボランティア活動

災害時の学生のボランティア活動については、ほとんどの教員がポジティブに考えているものの、「現場との調整役がない」「訓練する場がない」「学生にボランティアをする時間がない」などの理由で、実際には難しいと考えている様子がうかがわれた。しかし、著者らが全国の市区町村を対象に

実施した質問紙調査によると、災害時に養成施設からの人的支援を期待する声もあった<sup>10)</sup>。

給食経営管理論担当教員の60.3%が自治体からの要請があれば、大学の調理実習室を炊き出しに利用可能であると回答していた。しかし、大学の調理実習室で炊き出しをおこなうことの是非については、行政栄養士の間でも意見が分かれている。実際の震災で、行政側から依頼して炊き出しをしてもらった経験のある自治体もあれば、食中毒などの問題が発生した際の責任の所在が、業者とは違い、大学の場合には明確ではないことを懸念する声もあった<sup>2)</sup>。そのほか、大学で調理したものを誰がどのような手段で避難所まで運搬するかや食材費の問題も残る。災害時にスムーズに活動するためには、事前に学長の許可を得るとともに、地元自治体と協定を締結し、運搬や食材費の問題についても話し合っておく必要がある。

## E. 結論

平成22年度あるいはそれ以前の授業で、災害時の食生活支援(公衆栄養学)や給食管理(給食経営管理論)について、講義や臨地実習の中で扱ったかどうかをたずねたところ、給食経営管理論担当教員の90%近くが扱っていた一方、公衆栄養学担当教員の45.1%がまったく扱っていなかった。東日本大震災後の平成23年度以降は、給食経営管理論担当教員の95%近くが、シラバスに組み入れるか、何らかの対応をすると回答していたのに対し、公衆栄養学担当教員の20%近くは、対応する予定はまったくな

いと回答していた。その理由としては、「教える自信やスキルがない」や「よい教材がない」が多くあげられていた。被災、災害支援、調査研究、講演やシンポジウムの聴講経験がいずれもないと教育をおこなわない傾向がみられた。

## 文 献

- 1) 須藤紀子、澤口真規子、吉池信男：災害時の栄養・食生活支援に対する市町村の準備状況と保健所からの技術的支援に関する全国調査、日本公衛誌、58、895-902(2011)
- 2) 須藤紀子、澤口真規子、吉池信男：災害時の食生活支援のための管理栄養士養成教育のあり方に関するグループインタビュー、日本栄養士会雑誌、55、28-37(2012)
- 3) 管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)改定検討会：管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)改定検討会報告書(2010)
- 4) 特定非営利活動法人日本栄養改善学会理事会：「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム」の提案(2009)
- 5) 小山真理子：今、改めて看護基礎教育カリキュラムの統合実習を考える、看護展望、37、6-14(2012)
- 6) 黒田裕子、酒井明子：ナーシング・グラフィカ EX<sup>®</sup>災害看護、pp.246-247(2011)、メディカ出版、大阪
- 7) 長澤利枝、松尾ひとみ、深江久代、稲勝利恵：災害看護教育の現状と新カリキュラムへの課題、看護教育、51、588-589(2010)
- 8) 中村丁次：災害時に学んだこと、伝えたいこと-日本栄養士：東日本大震災、災害時の栄養・食糧問題、(日本栄養・食糧学会監

- 修) pp.91-101 (2011)、建帛社、東京
- 9) 独立行政法人国立健康・栄養研究所、社団法人日本栄養士会：災害時の栄養・食生活支援マニュアル (2011)
- 10) 須藤紀子、澤口真規子、吉池信男：災害時の栄養・食生活支援に関する協定についての全国調査、日本公衛誌、57、633-640 (2010)

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

- 須藤紀子、吉池信男：管理栄養士養成大学における災害時の栄養にかかわる公衆栄養学及び給食経営管理論教育についての全国調査．栄養学雑誌 2012; 70: (印刷中)
- 須藤紀子、澤口真規子、吉池信男：災害時の食生活支援のための管理栄養士養成教育のあり方に関するグループインタビュー．日本栄養士会雑誌 2012; 55: 28-37.
- 須藤紀子、澤口真規子、吉池信男：災害時の栄養・食生活支援に対する市町村の準備状況と保健所からの技術的支援に関する全国調査．日本公衛誌 2011; 58: 895-902.

##### 2. 学会発表

- 須藤紀子：災害時の栄養・食生活支援のあり方．第65回日本栄養・食糧学会大会講演要旨集 2011: 29.

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし